

高齢者虐待防止  
対応マニュアル

居宅介護支援事業所「あいぜん」

令和7年度版

## 虐待防止マニュアル

### 1：高齢者虐待防止法

2006年（平成18年）4月1日に「高齢者の虐待防止、養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

この法律では、高齢者の権利擁護を目的に、高齢者虐待の防止とともに、

高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務の下で促進することとしています。

国民に高齢者虐待に係わる通報義務を課し、福祉・医療関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、

市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や被虐待高齢者の保護に係わる権限付与、養護者への支援措置等々について定めるものです。

### 2：高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者と定義しています。

また、この「高齢者虐待」は、「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義されています。

「養護者」とは…？

ケアをしているご家族、親族、同居人を指しています。

「養介護施設従事者等」とは…？

老人福祉法及び介護保険法に規定される「介護施設」であり、

「養介護事業」の業務に就いている者が該当します。

（高齢者虐待の捉え方）

\*変だな？という違和感、不自然だ、上手く説明は出来ないけど何かおかしいと思ったり、感じたら虐待を疑ってみる。

\* ご家族は一生懸命にケアに当たっている。

虐待と言っているの？

虐待対応は、養護者を罰するためのものではありません。

あくまでも客観的に捉えていきます。

\* 虐待の自覚の有無。

高齢者自身が、自分は虐待を受けているという自覚の有無は問われません。

客観的にみて、高齢者に対しての侵害行為が行われているかどうかで判断していきます。

\* 虐待の疑いから支援をしていく。

虐待を疑ったら、早々に地域包括支援センターや市町村の担当部署に相談しましょう。

\* 虐待ではなかった。でも、間違っても構いません。

明確な証拠もないのに、虐待を疑って…。

もしかしたら、私の方が高齢者を傷つけてしまった等、悩まないでください。

最終判断は、市町村の担当部署が行います。

間違ったからといって、責任は問われません。

### 3：高齢者虐待の種類と具体例

#### ① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行。

<具体的な例>

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・本人に向けた危険行為や身体に何らかの影響を与える行為。
- ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。

- ・移動時に引きずる等の無理強いする。
- ・外から鍵をかけて閉じ込める。
- ・家の中に入れない。

## ② 介護・世話の放棄、放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置。

<具体的な例>

- ・入浴しておらず、異臭がする。
- 髪や爪が伸び放題。皮膚や衣服が汚れている。
- ・食事を与えてもらえず、空腹状態が続く。
  - ・室内にゴミ放置する。

## ③ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与えること。

<具体的な例>

- ・老化による症状や言動（排泄の失敗、食べこぼし）を嘲笑したりして、恥をかかす。
- ・怒鳴る。ののしる。悪口を言われた。
- ・侮辱を込めて、子供のように扱う。

## ④ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

- ・下半身を裸にして放置する。
- ・性器を写真に撮る。
- ・キスやセックスを強要する。
- ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。

## ⑤ 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること。

その他当該高齢者から不当に財産上利益を得ること。

<具体的な例>

- ・日常生活に必要なお金を渡さない。
- ・本人の自宅を無断で売却する。
- ・年金や預貯金を無断で使用する。

《高齢者虐待に準じた対応が必要な場合》

- 「養護者」ではない親族からの虐待
- セルフネグレクト
- 対象者が65歳未満。しかし、高齢者福祉での対応が望ましい場合。
- 財産上の不当な取引や取扱い

#### 【防止に向けた取り組み】

- ・高齢者の権利が棄損されないよう擁護していくことを基本理念として、権利侵害が発生しないよう切れ目ない支援体制が必要となります。
- ・高齢者の意思を尊重した態度が求められる。
- ・高齢者虐待を未然に防止することは、重要な課題である。
- ・認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知の他、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策が有効です。

近隣との付き合いがなく孤立している世帯等に対しては、関係者、関係機関等々からの働きかけを通じてリスク要因を取り除けるよう未然の防止策が肝要と考えます。

高齢者虐待の発生要因が、「教育・知識・介護技術」が上位に挙げられているため、虐待防止、認知症ケアの研修の実施を職位に関係なく、事業所が一体となり取り組むことが重要です。

そして、民生委員や町内会等のコミュニティとの連携、住民への啓発普及、行政との連携等々によって、早期発見・早期対応できる仕組みを整えておくことは有益である。

更に、虐待を解消し、高齢者が安心して生活できる環境をつくるためにも養護者の支援も適切に行われることを忘れてはならない。

特に、養護者が疾患、障害を抱えていた場合、ケアの知識・情報不足から心理的負担が重くのしかかるため、養護者への配慮・支援は言うに及ばない。

虐待解消に向けては、関係各機関とも連携し、チームで支援していくことも併せて検討していくことが大切である。

\*対応に際しては、以下の諸点には留意が必要である。

①虐待に対しての自覚は問わない。

②高齢者、若しくは当事者の安全を最優先にすること。

③迅速な対応を心掛ける。

深刻な事態に至る前に対応をしていく。

④対応するときには、単独では行わない。

必ずチーム、組織的に行う。

⑥ 関係各機関と連携する。

綿密な情報共有も行っていく。

⑦ 法律に基づき、厳粛・適切に権限の行使を行う。

⑧ 記録は、検証の際にも活用されることが十分想定されるので、客観性を下に事実を丁寧に記載していく。

#### 《養護者支援のポイント》

●本人やご家族が孤立していかないように声掛けを行うこと。

●自らの価値観を押し付けない。

●精神保健、生活保護、障がい福祉、介護保険等々で多面的な介入を図っていく。

●本人を支援する担当者と養護者を支援する担当者と敢えて分けてみる。

●短期的、長期的と時間軸を分けながら、家族全体に及ぶ影響を図り、支援策を検討する。

●支援者間で丁寧な情報交換、対応方針を共有化しておく。